

平成20年度 地方の元気再生事業

平成20年4月
内閣官房地域活性化統合事務局

地方の再生に向けて

(地方再生戦略 H19.11.30地域活性化統合本部会合了承より抜粋)

地域活性化関係4施策

都市再生

構造改革特区

地域再生

中心市街地活性化

地域活性化統合本部会合

地域活性化統合事務局

窓口の一元化

【地域ブロック別担当参事官制】

北海道担当

近畿圏担当

東北圏担当

中国圏担当

首都圏担当

四国圏担当

北陸圏・中部圏担当

九州圏・沖縄県担当

地域からの相談の
一元的な対応

地域活性化
応援隊派遣の
調整・実施

地方の元気
再生事業
実施の調整

地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援（例）

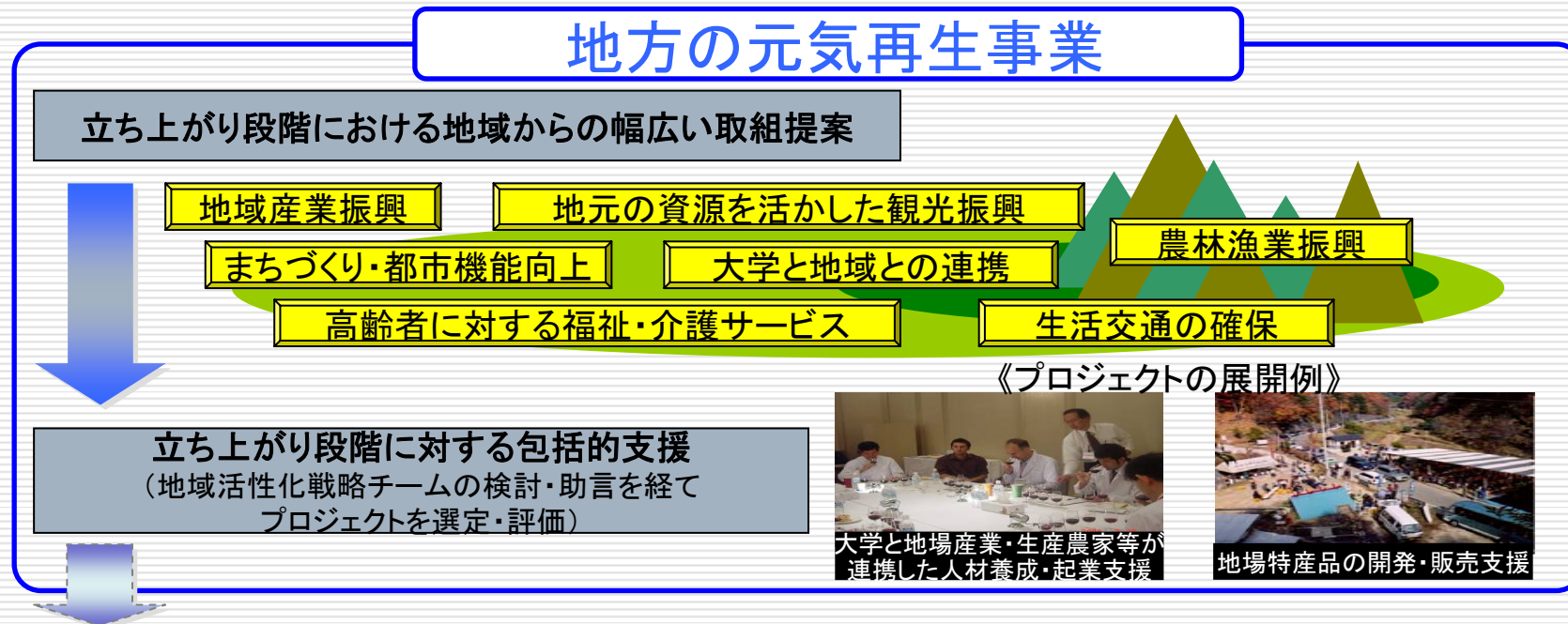
- ・「農商工連携」による地域経済活性化支援
- ・子ども農山漁村交流プロジェクト等都市と農山漁村の共生・対流
- ・広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援
- ・頑張る地方応援プログラム
- ・ITによる地域活性化等緊急プログラム
- ・観光圏整備促進事業〈仮称〉等観光立国推進 他

「地方の元気再生事業」の創設 -H20予算額 25億円

- ・あらかじめメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め国が直接支援する

地方の元気再生事業について 予算額 25億円

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を創設（平成20年度から3カ年度を予定）



※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

地方の元気再生事業の特長(1)

○国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等、幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募。 **-テーマ限定はなし**

○応募主体は、①地域活性化に取り組むNPO等の法人、②地方公共団体、③官民連携の協議会

○公募により広く企画の提出を求め、民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトを公平中立に選定。 **-企画競争**

○プロジェクトの立ち上がり段階における、地域づくりの専門家派遣や、社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会による合意形成等、ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。 **-ソフト調査・応募額に限定なし**

地方の元気再生事業の特長(2)

○選定後、内閣府地域活性化推進担当室から、提案内容に最も関係する省庁に予算を移し替えた上で、関係省庁と提案団体との間の委託契約による調査(全額国費)として実施。

-国費100%調査(提案団体の負担なし)

○実施期間は平成20年度内。予算の繰り越しはできません。

○調査実施後に取組の成果を検証するための評価を実施(地域活性化戦略チームに報告)、継続して地方の元気再生事業を行おうとする場合には、2年目の継続の適否を判断。

**-評価により、2年目の継続実施も可能
(最大2年まで)**

地方の元気再生事業の目指すべき方向性

○複合的な取組

地域産業振興、観光振興、農林漁業振興、生活交通の確保などの様々なテーマを有機的に組み合わせ、地域活性化を実現する複合的な取組

○先導性・モデル性

地域が抱える課題を民の発意を起点とした先進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性や他の地域の取組の参考となり得るモデル性を有している

○持続性ある取組

一過性の取組に終わることなく、地方の元気再生事業を通じて地域の担い手の自発的やる気を引き出すことにより、取組が本格的な展開へとつながる持続性ある取組

○相乗効果・波及効果の見込まれる取組

他の取組と連携すること等により当該取組との相乗効果・波及効果が見込まれる取組

○主体的な取組

地域の関係者が各々明確な役割分担の下、自ら判断し自ら実行する実施体制を確保している等の主体的な取組

○計画性ある取組

地域活性化の全体構想が明確かつ具体的であり、かつ、当該構想の実現に向けた取組が整合的であるなど、目標達成に向けた計画性ある取組

地方の元気再生事業の募集・選定について

平成20年4月 1日（火） 募集要領公表

-各ブロックで募集要領説明会を開催

平成20年5月 1日（木） 募集開始

平成20年5月16日（金） 募集締切（17時必着。郵送及びメールにて）
※提出先は、各ブロックの地方連絡室

-必要に応じて、地方連絡室において提案団体へ問合せ・ヒアリング

この間、地域活性化戦略チーム会合等を実施

平成20年7月中下旬 選定結果公表

予算移替（内閣府地域活性化推進担当室→調査内容に最も関係する省庁）

平成20年8月中下旬～ 契約締結（関係省庁 ↔ 提案団体）

留意事項(1) 実施主体

◇NPO等の法人が単独で応募する場合であって、取組内容に地方公共団体の支援等を受けて行うものを含む場合には、地方公共団体からの推薦が必要となります。

◇複数の団体が「地方の元気再生事業」の実施主体となる場合には、協議会を設置して応募することができます。その場合国との契約の相手方となる代表団体(法人)、協議会規約、役割分担等を明らかにしていただく必要があります。

※役割分担の範囲内で協議会構成員に対する再委託が可能となります。

留意事項(2) 支援の対象となる(ならない)取組

◇ソフト面の取組が支援の対象となります。

◇施設整備など、いわゆるハード整備は対象外です。

◇提案にかかる取組内容のうち、既に国等により別途、補助金・委託費等が支給されている取組がある場合には、当該取組部分については支援の対象外となります。

留意事項(3) 提出先・提出方法

- ◇提出先は、所管の地方連絡室
提出方法は、必ず郵送とメール双方にてお願いします。
郵送先、メールアドレスは募集要領を参照してください。
 - ◇募集締切(5月16日(金)17:00必着)を厳守して下さい。
※締切後の提出は一切認めません。
 - ◇応募に必要な様式については、内閣官房地域活性化統合事務局のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)にあるファイルをダウンロードして下さい。
-

留意事項(4) 提出後のヒアリング・選定・契約

◇提出後、地方連絡室から提案団体に対して、

・電話による問合せ

・地方連絡室におけるヒアリング

をお願いすることがあります。

◇選定の通知については、7月中下旬頃、地方連絡室から提案団体にご連絡いたします。

◇選定後、提案団体と国(提案内容に最も関係する省庁(地方支分部局含む))の間で委託契約を締結します。

◇事業開始は、契約締結後(8月中下旬頃以降)となります。

留意事項(5) 事業実施

◇委託料の支払いについては、原則として、事業完了後の検査が終了した後となります。

(契約時に委託者となる省庁(地方支分部局)にご確認下さい。)

◇実施内容に大幅な変更が生じる場合は、委託者となる省庁、及び地方連絡室にご相談下さい。

◇協議会構成員以外への再委託を行う場合には、委託者への承認が必要となります。

留意事項(6) 評価・2年目の継続

◇選定された取組の成果を把握するため、平成20年度内の取組の評価を実施します。

◇継続して地方の元気再生事業を行おうとする場合には、評価に基づき継続の適否を判断いたします。

◇継続することが適当と認められた取組は、別途公表する方法に従い、手続きを行って下さい。
